○外務省告示第三百三十六号

平成二十四年九月十一日に東京で、航空業務に関する日本国とニュー・ジーランドとの間の協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がニュージーランド政府との間に行われた。

平成二十四年十月二日

外務大臣　玄葉光一郎

（ニュージーランド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百八十年一月十八日にオークランドで署名された航空業務に関するニュー・ジーランドと日本国との間の協定（以下「協定」という。）に関し、二千十二年二月十五日及び十六日に東京においてニュージーランド及び日本国の航空当局の間で行われた協議に言及する光栄を有します。

本使は、前記の協議において到達した了解及び協定第十六条3の規定に従い、協定の現行の付表が次のように代わるべき旨をニュージーランド政府に代わって提案する光栄を有します。

付表

1　ニュー・ジーランドの一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

ニュー・ジーランド内の地点―中間の地点―日本国内の地点―以遠の地点

注1　ニュー・ジーランドの一又は二以上の指定航空企業は、前記の路線において日本国内のいずれの地点もコターミナル地点として使用することができる。

注2　ニュー・ジーランドの一又は二以上の指定航空企業は、前記の路線において国際航空業務に係る自己が運送する途中降機の旅客について日本国内のいずれの地点においても運輸権を行使することを認められる。

2　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―中間の地点―ニュー・ジーランド内の地点―以遠の地点

注1　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、前記の路線においてニュー・ジーランド内のいずれの地点もコターミナル地点として使用することができる。

注2　日本国の一又は二以上の指定航空企業は、前記の路線において国際航空業務に係る自己が運送する途中降機の旅客についてニュー・ジーランド内のいずれの地点においても運輸権を行使することを認められる。

3　いずれの締約国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、当該路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

本使は、更に、前記の提案が日本国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及び受諾を表明する閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月十一日に東京で

日本国駐在ニュージーランド特命全権大使

ウィリアム・マーク・シンクレア

日本国外務大臣　玄葉光一郎閣下

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡に言及する光栄を有します。

（ニュージーランド側書簡）

本大臣は、更に、日本国政府がニュージーランド政府の前記の提案を受諾する旨を日本国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十二年九月十一日に東京で

日本国外務大臣　玄葉光一郎

日本国駐在ニュージーランド特命全権大使

ウィリアム・マーク・シンクレア閣下

○外務省告示第三百三十七号

平成二十四年九月十日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったタンジュンプリオク火力発電所拡張事業の実施に係る円貨による借款の支出期間がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十六年三月二十四日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年十月二日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第三十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二日

国税庁長官　古谷　一之

大船渡税務署の項中「宇津野沢八番地一」を「下館下七番地二十二号」に改め、須賀川税務署の項中「五十九番地の二十五」を「九十六番地」に改める。

○国税庁告示第三十三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二日

国税庁長官　古谷　一之

大船渡税務署の項中「宇津野沢八番地一」を「下館下七番地二十二号」に改め、須賀川税務署の項中「五十九番地の二十五」を「九十六番地」に改める。

○農林水産省告示第二千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　大阪府河内長野市天見四九六、五〇一、五二二、五二三の一、五五九の甲、五五九の乙、五六九、五八一、五八二の一、五八二の二、五八三の一、五八三の二、五八四の甲一、五八四の甲一の一、五八四の甲二、五八四の乙、六〇七、六〇八の一、六〇八の二、六〇九の甲、六二二から六二四まで、六六九から六七六まで、六七七の一、六七七の二、六七八から六八八まで、七〇〇の一、七〇一、七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月二日

農林水産大臣　郡司　彰

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年九月四日農林水産省告示第千二百二十二号（一に係るものに限る。）、昭和五十五年五月十五日農林水産省告示第六百九十七号（二に係るものに限る。）、昭和五十五年六月二十四日農林水産省告示第九百二十号（三に係るものに限る。）、昭和五十六年六月四日農林水産省告示第八百四十四号（二に係るものに限る。）

㈡　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。